広島綜合警備保障株式会社　行動計画（女性活躍推進法）

女性活躍推進法に基づき、女性が活躍できる雇用・就業環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1　計画期間　　2019 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日

2　当社の課題

(1)　営業専従の女性社員が 3 名と少ない（6.3%（３人／４７人））

(2)　警備職、技術職（庶務を除く。）に女性社員がいない。

3　女性の活躍の状況（平成 31 年 2 月 1 日現在）

(1)　男女の平均勤務年数

男性 14.3 年　女性 16.3 年

(2)　有休休暇取得率

全体 7.2 日　女性 13.3 日

(3)　男女の賃金の差異

女性の賃金割合（全体）57.4%

女性の賃金割合（正社員）73.2%

4　目標と取組内容・実施時期

目標１：　営業専従の女性社員を現在の 3 名から 5 名（東広島支社、福山支社）の配置を実現させる。

〈取組内容〉

- 2019 年 4 月～　　現行女性社員から営業職への配置換えの促進
- 2020 年 4 月～　　新卒求人による女性専従社員の求人

目標２：　警備職、技術職（庶務を除く。）の職種に、女性社員を１名以上配置する。

〈取組内容〉

- 2019 年 4 月～　　電気系の大学、専門校に対して女性技術職の求人説明を重点事項として実施

  警備職（ＧＣ部、警送事業部統制課）内勤勤務への受入れ体制の確立
- 2020 年 4 月～　　新卒企業説明会等において、求職者への説明を強化

5　働き方改革に向けた取組み

- 労働基準法の 6 ヶ月経過後、有給休暇 10 日付与する対象者に入社時から 10 日付与し年間 5 日の取得を義務付け
- Ａ・Ｂ社員の残業時間を、全体で平均 35 時間以下に抑制